

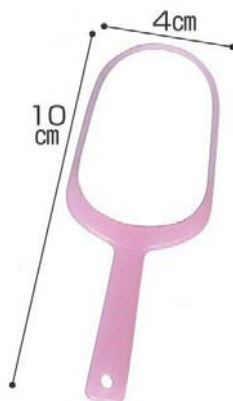
梅雨を吹き飛ばせ!

6月4日から10日は歯の衛生週間

きれいな歯・口内を保ちませんか？



歯ブラシ
1本/95円



舌ブラシ
1本/300円



歯みがき
ティッシュ
1袋/520円



ハミングッドジェル
1本/500円



チャンス!!!
6月16日・26日 店頭でオムツをお買い上げいただいたお客様
ライフワンポイント2倍です！500円で2ポイントとなります。
ご来店お待ちしております♪

一定以上所得者の利用者負担の見直し

平成27年8月施行

負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある**一定以上の所得の方の自己負担割合を2割**とする。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- 自己負担2割とする水準は、**合計所得金額**(※1) **160万円以上**(※2)の者(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)。
- ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースを考慮し、**「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満**(※3)の場合は、**1割負担に戻す**。

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位20%に該当する水準。ただし、利用者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

※3 280万円+5.5万円(国民年金の平均額)×12 ≒ 346万円

*お問い合わせ
*お求めは...



株式会社 **ライフワン**

小松市有明町71番地
TEL 0761(23)2329
マクドナルドうしろ